



〈資料〉障害児教育に関するイギリスの政府白書(1980年)『教育における特別なニーズ』

渡部, 昭男

(Citation)

季刊障害者問題研究, 32:68-80

(Issue Date)

1983-03

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007695>



資 料

障害児教育に関するイギリスの政府白書 (1980年)
『教育における特別なニーズ』

仮訳 渡 部 昭 男

(鳥取大学)

解 説

イギリスにおいては、1973年に「心身障害児（青年）の教育に関する調査委員会」(Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People) が政府の諮問を受けて設置され、イングランド、スコットランドおよびウェールズにおける心身障害児（青年）のための教育施策のあり方が検討されていた。同委員会は1978年に『特別な教育的ニーズ』(Special Educational Needs) と題する答申（以下、ウォーノック報告）を公にした。（その概略は本誌第20号（1979年）において田中耕二郎氏が紹介している。）

その後、1979年5月に労働党から保守党のサッチャー政権に移行し、またイギリスの財政危機がますます深刻化する中でウォーノック報告の取り扱いが注目されていたが、1980年に至って同報告の諸勧告を大筋において認めた政府白書が公表された。ここに紹介するのは、政府白書の内イングランドとウェールズに関する『教育における特別なニーズ』(Special Needs in Education, HMSO, 1980) の仮訳である。なお、スコットランドに関しても同様の『スコットランドにおける特別な教育的ニーズ』(Special Educational Needs in Scotland) が出された。この政府白書はインテグレーションの問題に留まらず、障害の概念、記録システム、親の不服申立の権利、就学前及び継続教育における教育当局の義務等、わが国の障害児教育のあり方を探る上でも多くの検討されるべき内容を含んでいる。さらに、このイングランドとウェールズに関する政府白書に基づいた「1981年教育法案」が1981年1月22日に提出されて同年10月30日に勅裁を受けて成立しており（スコットランドに関しても成立）、ウォーノック報告と「1981年教育法」を繋ぐものとして、また現に法律改正により実施されつつあるイギリスの障害児

教育施策の基本方針としての価値をも有するものである。

I 現 状

1. 障害児教育は、現在イングランドとウェールズにおいては教育サービスのよく整備された部分であるが、ウォーノック委員会において徹底的に検討された。同委員会の報告書はこの重要な分野における政策と実践に画期を記した。政府は委員会の見解に照らして法律改正することを決定した。

現行法の現状

2. 現行法によれば、義務教育年齢の子女に年齢、能力および適性 (aptitude) に応じた有効な全日制教育を受けさせることは、障害児であろうがなかろうがその保護者の義務となっている。個々の地方教育当局（以下 LEA）は管轄区域内の5～18歳の児童・生徒に年齢、能力および適性に応じた教育を受ける機会を与えるに足る学校設置を保障する義務を有する。また、義務教育年齢を超過した者に対して、LEA は大臣（イングランドでは教育科学相、ウェールズはウェールズ相）の認可した計画に基づいて継続教育を保障する義務をも有する。そして、5歳以下の子どもについて、LEA は教育を保障する権限 (power) を有する。これらの義務と権限は包括的であり、すべての幼児および児童・生徒におよんでいる。しかし、障害児のための特別な法規定がそれらの包括的規定を長い間補足してきた。

3. これらの諸規定は心身障害児は「特別な教育的処遇」(special educational treatment) を必要とするという概念を基礎としている。「特別な教育的処遇」は大臣により細かく示されるところの障害 (handicap) 概念のいずれかに該当する者のための

特別な方法による教育と法律によって定義されている。現行法では大臣が特別な教育的処遇を必要とする生徒の種類を定めており、以下のようなものである。盲 (blind)、弱視 (partially sighted)、聾 (deaf)、難聴 (partially hearing)、教育遅滞 (educationally sub-normal)、てんかん (epileptic)、不適応 (maladjusted)、肢体不自由 (physically handicapped)、言語障害 (speech defective)、虚弱 (delicate) である。LEA はこれらの障害児に特別な教育的処遇を保障すべき必要性に注意を払う義務をもち、かつ、このような処遇を必要とする子どもを確認 (identify) する義務をもっている。

4. これらの2つの義務は初等中等教育を保障する全体的な LEA の義務の中でも特別なものである。しかし、他の諸義務と異なって、これら2つの義務は2歳以上の子どもに適用される。特別な教育的処遇を必要とする者の確認義務は義務教育年齢を超過した時点で終わるが、初等中等教育の一環として特別な教育的処遇を保障すべき必要性に注意を払う義務は18歳まで (18歳を含む) 適用される。

5. LEA は、子どもが大臣の定めた障害のいずれか1つに該当すると決定することによって特別な教育的処遇を必要とする子どもを認定することになる。このような決定を下すために、LEA は、特別な教育的処遇を必要とすると思われる子どもを医師に検診させうるし、教師や情報を提供しうる他の関係者からのその子どもについての関連した情報に注意を払わねばならない。もし LEA が文書で通告してきた場合には、2～16歳の子どもをもつ保護者は医学的検診 (medical examination) を子どもに受けさせねばならない。また、保護者の方から求めがあった場合、その請求に根拠がない場合を除き LEA は自らの役割として医学的検診を受けさせねばならない。いずれの場合も保護者は検診に立ち合う権利を有し、検診を行った医師が LEA に提供する情報を知る権利を有している。また、保護者は請求により、子どもが障害を負っているか否か、その状態および程度に関する医師の証明書を受けとる権利を有する。証明書の形式は大臣によって定められている。万一、保護者がその証明書に満足しない場合には、保護者はそれを取り消すよう大臣に求める権利を有している。

6. 一旦 LEA が子どもを特別な教育的処遇を必要としていると確認したならば、そのニーズは保護者

または LEA によって満たされなければならない。もし保護者で満たすことができないならば (まずそのようなのだが)、LEA は適切なサービスの提供を行わねばならない。子どもの障害が重い場合には、可能ならば障害の種類に応じた「特殊学校」(special school) で教育を受けねばならない。

7. 特殊学校とは特別な教育的処遇を提供する目的で大臣が認可した学校である。特殊学校は LEA によって維持されるかまたは「非公費維持の特殊学校」の小グループに属することができる。後者は、大臣によって認可された協定の下に設立された非営利団体によって運営されるとともに資本金確保に関して大臣から援助されうる資格を有している。特殊学校への就学を保障するために、LEA は子どもを検診した医師に対して第5節で述べた証明書を発行することを請求しうる。それは義務教育年齢の子どもにのみ適用される。

8. 特殊学校で学習することが不可能な場合または障害が重くない場合には、LEA の維持する (県立または有志立) 一般学校 (an ordinary school) (保育学校を含む)、または独立学校 (大臣から障害児には不適切であると認められた学校を除く) で教育を受けることができる。また、子どもが学校に通うのが困難な時には、LEA は学校以外 (たとえば、家庭や病院) で教育を受けさせることができる。

9. その子に必要な特別な教育的処遇が普通に毎日家庭から通学しうる距離内で保障しえない時には、LEA は寄宿制学校 (a boarding school) かまたはホステル (hostel) で受けとめねばならず、また、同様に寄宿制学校またはホステルに受けとめられている障害をもたない生徒と実際の出費が同額になるよう援助しなければならない。

10. 義務教育年齢を超過した者に対しては、LEA は特殊学校によって特別な教育的処遇を保障する特別な義務をもっていない。しかし、義務教育年齢を超過した18歳以下の者に対しては障害者も障害をもたない者とまったく同様に LEA は管轄区域内で十分かつ適切な学校を提供する義務をもっている。そして、18歳までの中等学校生徒に対して特別な教育的処遇を保障すべき必要性に注意を払わねばならない。しかし、LEA の継続教育を提供する義務は大臣の認可した継続教育計画の下で提供することが必要とされたものに限定されており、こうした計画のすべてが障害者のための特別なサービス提供を含ん

でいるとは限らない。

現在現われている傾向

11. 実質的には1944年以来変化のないイングランドとウェールズの現行法の下で、非常に多数の身体障害児、感覚障害児、知的障害児、情緒障害児が担当教師の技と愛情および教育サービス、保健サービス、ソーシャルサービスの専門家の援助によって個々のニーズに応じて教育を受けてきたし、現に受け続けている。多数の学校と教師は子どもたちが潜在的可能性を達成しうよう援助する新しい方法を開発し多数の LEA はそのような進歩を促すための新しい施策を工夫してきた。しかし提供したサービスおよび教育の質はまったく多種多様である。さらに、ウォーノック委員会が認めたように、現行の法的枠組はいくつかの重要な新しい傾向の下で次第に疑問視されつつある。

12. 第1に、この35年の間に障害の発生率および障害認識が変化した。医療、経済、社会の変化に伴い、くる病による障害といったある種の障害は少なくなり、不適応などのものがより一般的になってきている。類型の変化は時にはゆっくりと微妙に進み、時にはサリドマイドによる先天奇形のように急激に起こることもあった。

13. これらの変化に関連して、障害の複合性についての認識も進んだ。今日ではしばしば重複障害 (multiple handicaps) を有していることがよりはっきりと認識されている。たとえば、肢体不自由は感覚障害により学習困難を伴いやすいというようなことである。このような場合には、障害種別の分類にあいにくく、個々の障害分類を越えたニーズの教育的処遇を要請する。たとえば、中程度の知的障害児の何人かは言語治療、理学療法、聴覚障害のための特別なサービスを受けることがふさわしくなっている。これにともなって障害認定のための諸手続上の知識も複雑となっている。教師、心理学者、ソーシャルワーカー、看護婦が医師に加えて障害の評価 (assessment) に次第に参加するようになってきた。現在ほとんどの LEA が特別な教育的処遇の必要な子どもの認定に多角的な専門家による評価の形式を採用している。個々の専門家の役割はしばしば子どもの主障害に応じて多様となる。たとえば肢体不自由なら普通医師に重点が置かれ、中度の知的障害の場合心理学者とソーシャルワーカーに重点

が置かれる。

14. 障害児の変化するニーズにきわめて早期から継続的に応えることの重要性も次第に認められるところとなっている。多くの場合、早期対応が決定的である。このことから、乳幼児期から家庭を訪問し、保護者に援助や助言を行うばかりでなくたとえば聴覚障害児の場合に保護者が子どもを教育するのを直接援助する巡回教師 (peripatetic teacher) が活用されてきている。その結果、保護者は子どものニーズの評価により密接にかかわり、かつ実際の子どもの教育にも密接にかかわってきている。

15. 学校が障害児の評価をより組織的に再吟味することがふえている。たとえば学校を卒業する前などの重要な諸時期に教師以外の専門家によって定期的に再吟味することと子どもの成長の継続的な監視とを結合することが最良である。

16. 第2に、障害児を分離してのサービス提供に対する公衆の態度がきわだって変化したことである。障害者に他の国民と同一の機会を与えるためには、障害者に最大限普通の生活と労働を享受せしめ、障害をもたない者と統合した教育を受けさせるべきであると次第に考えられるようになってきた。(この信念は、未だ施行されてはいないが1976年教育法の第10条の制定をもたらした。) 一般学校において子どもたちの特別なニーズ、とくに身体障害児と感覚障害児のそれを各年齢集団でとりくむ LEA と教師がふえつつある。ときには初・中学校の一般学級に、ときには初・中学校内の特殊学級または特殊ユニットに、ときには学校外のユニットの中にこれらの障害児が受けとめられている。この変化の一環として、よりよい入学機会と設備を障害者に与えるために多数の学校およびカレッジの建物が改造されてきている。また、一般学校の中にリソースユニット (resource units) やサポートユニット (support units) を幅広い特別なニーズをもつ障害児に専門の教師と援助を提供するために設置する LEA が次第に増加している。

17. 近年では、学齢超過の障害青年に継続教育のコースを受ける機会を広げたり、とくに中度の知的障害者に総合的な新しいコースを提供するなどして、義務教育年齢超過の障害青年に配慮する LEA やカレッジが増えている。

18. 第3に、特別な教育施策はより広範な子どもたちに拡大されなければならないという考え方が今日

多くの教育関係者に受け入れられているということである。ウォーノック委員会は今後の政策の基礎として、身体障害、感覚障害、情緒障害といったものではなく、特別な教育的ニーズ (special educational needs) として注目されている広い障害概念を勧告した。この概念は障害児および一般児童のための教育では仲間の子どもたちほどには利益を得られないような子どもたちの教育において現在よい実践として認められているものの多くを基本に置いている。また、この概念は、LEA間で調整しあった諸政策の展開 (それはすでに始まっているが) を促進することにもなる。

19. 第4に、より多くの保護者が学校理事になることによって保護者の影響力が増すであろうことである。

20. 最後に、障害児教育も人口の変動の影響を受けるであろうことである。下の表は障害種別の児童生徒を示している。数字は特別な教育的処遇を必要としていると1979年にイングランドとウェールズのLEAが確認した障害児の報告数から引用している。これらの数字は一般学校に就学している障害児の統計が全国均一基準で集計されていないためにそれを含んでいない。障害種別間の増減はあるにしても、

盲	1,168
弱視	2,819
聾	4,115
難聴	7,256
肢体不自由	16,677
虚弱	6,893
不適応	22,402
教育遅滞	119,005
てんかん	1,689
言語障害	2,972
計	184,996

一般学校と特殊学校で特別な教育的ニーズをもつ児童・生徒の総数は減少傾向にあることは疑いのほとんどないことである。その結果、特殊学校もまたその役割の減少という問題に直面するであろう。しかし、このことはまた資源面の圧迫を緩和することに役立つ。教育費支出の総額を減らす政府の計画は現在の施策の下では特殊教育の支出水準を1983-1984年度までは確実に減らせないと仮定している。

II 政府の対応 (The Government's Approach)

特別な教育的ニーズの概念

21. 障害児に関連した現行法規定の限界を認める傾向にあることを反映し、かつ、よい実践と有効な改革を促進する法律を制定すべき時期にきていると政府は確信している。現行法は心身の特別な障害の確認にあまりにも重きを置きすぎており、またその法律に基づくほとんどのサービスは広範な特別なニーズのすべてを適切に満たしているとはいえない。今、法律は改正されなければならない。

22. 法律を改正し、今日的なものにするに際して、政府は教育の進歩のために求められている柔軟性を提供し、より困難な問題をかかえている児童・生徒の利益を守り、保護者の当然の希望に万全の配慮を行うことを期している。政府は教育サービスは現行法の枠内にもはや留まっていたはならないという点でウォーノック委員会に同意する。多くの場合障害が重複しているにもかかわらず、現行法は障害児はすべて単一の障害を有するものであるとみなしている。分類方式では1人の子どものニーズの医学的、心理学的、教育的、社会的側面を同時に示しえない。医学的診断 (a medical diagnosis) は子どもの教育的諸要求を適切に評価していない。

23. ある意味では、子どもの教育的ニーズは一人ひとりに特有のものであるから、すべての子どもの教育的ニーズが「特別」である。ほとんどすべての子どもが彼を他の子どもと区別する諸困難を成長のその時々において有しているものである。このきわめて一般的意味での特別なニーズは現行法で満たしうる。一般の子よりより大きくより永続的な問題をかかえる少数の青少年の特別な教育的ニーズに応じ、かつ心身障害に起因する諸困難だけでなく他の要因により発生する諸困難をも含む将来的な法的枠組こそが求められているものである。この枠組は現在の特別な教育的処遇の概念よりもより広い範囲の子どもたちを含むであろう。また、それは教育のある段階のみで、またはある領域のみで特別な施策を必要とする子どもたちを援助するうえで十分に柔軟性をもったものであろう。さらに、一人ひとりの教育が進められる過程で、彼のニーズを評価しなおすことを可能にするだろう。したがって、政府はウォーノック報告の述べた「特別な教育的ニーズ」の概念を採用することを提案する。

24. この概念の適用は障害児を仲間の子どもたちから不必要に分離していた法的および心理学的障壁をとりのぞくことを助けるであろう。困難が非常に重

い子どもの場合には、彼らのニーズが適切に保護されることを確かにする意味で、特別な法的地位を与えられ続けるべきであろう。その結果、その新しい法的地位は、ウォーノック委員会の勧告したように、現在行われている以上に正確に子どものニーズを確定するばかりでなくそのニーズに応じて提供されるところを詳細に記す記録システムがとられることを含んでいる。しかし、大多数の特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは他の大多数の一般の子どもと法律上区別されず、かつ一般の学校で教育を受けるであろう。彼らのニーズは一般の学校がその全在籍児に提供する統合的サービスの中で満たすことができる。

教 師

25. 特別な教育的ニーズの概念は、教師の技能として、個々の子どもの個性をつかむこと、特別なニーズがどこに現われているか見出すこと、およびそのニーズに応えることを付加している。諸資源のうえで許されるならば、このことは教員養成や研修に発展的に影響を与えるべきである。

26. 新任教師養成における不可避的制約の中で、子どもの多様なニーズに対する学生たちの敏感さを高め、子どもたちが最も効果的に学べるように援助する一連の技能の習得を助けることが教員養成の目標(aim)であるべきである。政府は新任教師養成コースでのこれらの問題の取り扱いの再検討を法的に認められた団体と協議する中で養成機関に依頼している。ところで養成機関の多くはすでにそのような問題にとりこんでいる。

27. とくに現職教師はクラス生徒へのとりくみ経験を豊かにすることのできる援助を必要とするであろうし、また、多数の LEA が現職教育施策においてこの領域を優先事項とみなし続けている。特別な教育的ニーズに関連した施策と実践を LEA がどのように進めているのか教師は常に知らされ、かつ、保健サービスや対人社会サービスを含めて地方諸機関が提供しうる援助をいかに最良に活用するのかについて常に助言されていることが肝要となるのである。

28. 教師は地方当局や他の当局が提供する専門家資源を自由に活用することができなければならない。近年、特別なニーズをもつ子ども、その教師、およびより小規模ではあるがその保護者たちが活用でき

る助言、援助サービスがかなり拡大してきている。これらの諸サービスは、特殊教育および治療活動(remedial work)専門の指導主事(advisers)、視学官(inspectors)、助言教師(advisory teacher)、巡回教師(peripatetic teacher)、心理学者、職業指導行政官ばかりでなく、保健サービスおよび対人社会サービスからの助言および援助も含まれている。特別な教育的ニーズの広い概念の採用は援助サービスの将来的な拡張を要請するであろう。現在の経済状態においては、資源上の制約から、当局が諸サービスを効果的に調整すべきこと、および断片的なサービス提供の結果現在いくつかの領域で発生している非効率をなくすべきことが今まで以上に必要となっている。特別な教育的ニーズにあまりかかわっていない指導主事や視学官は、現在関与している事項が多いにもかかわらず、もっとこの分野、とくに特殊学校のとりくみに寄与すべきである。このことは、多数の特殊学校が比較的孤立している傾向をなくすことにも通じるであろう。

5 歳以下の子ども

29. 就学前教育の意義は広く認められている。それは子どもの早期の発達に貢献している。それはまた特別な教育的ニーズを乳幼児期に把握し評価する機会を与えている。

30. 保育学校および保育クラスで提供されるところは特別な教育的ニーズをもつ5歳以下の幼児の大多数に適したものであるべきである。しかし、いくつかの幼児のニーズはより特別なものを要請する。これは特殊学校の就学前サービス、または公費維持初等学校の一部をなすユニットでの就学前サービスの形をとる。またはそれは対人社会サービスが責任をもつ保育と共同で提供されうる。少数の幼児のニーズは家庭で満たされるべき場合もあろう。LEA はすでに保育学校および保育クラスへの特別なニーズをもつ幼児の入学入級を優先させている。大臣は、このような幼児のために、資本確保に役立つ諸資源づくりの計画をひきつづいて優先させていくであろう。

31. 政府は就学前教育の拡大が望ましいという点でウォーノック委員会と一致している。しかし、現在の経済状態は大規模の拡大を不可能にしている。多くの地域で、5歳以下の子どものための諸サービスを調整する諸施策がすでに行われている。とくに、

それは、保健サービスおよびボランティア団体の代表とともに地方当局の教育委員会 (Education Committee) およびソーシャルサービス委員会 (Social Services Committee) の代表が構成する合同諮問委員会 (joint advisory committee) の形で行われている。現存の諸資源を最も効果的に活用することを確かにするために、政府は LEA に対して管内の就学前諸サービスの検討を依頼している。ソーシャルサービス部局の行う保育所は特別なニーズをもつ幼児の多くにデイケアを提供しているが、ふさわしい有資格教師を雇用するゆとりをもっていない。政府は当局の維持する保育所において就学前教育教師を活用する権限を LEA に認めた1980年教育法の第26条の規定を可能な LEA が利用するよう希望している。

32. 就学前ブレイグループ (保育団体) やおもちゃ図書館もまた重要な資源である。ブレイグループは乳幼児の多数の親が経験する孤立感やストレスを解消するために役立つばかりでなく、子どもたちが互いに交わり遊び合うことを可能にする。ブレイグループは、学校や教師と連携し、LEA の知識や経験に頼ることができる時に、特別な教育的ニーズの確認および教育の過程に多大の有益な貢献を行っている。学校や他の財産をブレイグループに利用させる当局が次第に増えている。当然のことながら、保健担当訪問員 (health visitor) およびソーシャルワーカーが就学前ブレイグループを正式に訪問している。いくつかのブレイグループはすでに特別な教育的ニーズをもつ幼児を少数受けとめている。適切な有資格で専門的な援助が生かせるならば、これは有益なサービスである。

16歳以降の青年

33. 政府はウォーノック委員会によって述べられた特別な教育的ニーズをもつ青年の成人としての生活への移行の重要性に同意している。彼らは適性に応じて継続した教育や訓練の選択機会を幅広くもちうるべきである。ある青年は学校にとどまるか、または継続教育のカレッジへ進学するのが適切な道でありえる。他方では、人的能力サービス委員会 (Manpower Services Commission) が提供するコースを利用しながら、教育や、主に一般雇用または保護雇用に通じる訓練によって援助される一連の諸制度に頼る道が開かれるべき青年もいる。MSC は

雇用リハビリテーションセンター (Employment Rehabilitation Centre) の大部分で青年就労準備コース (Young Persons' Work Preparation Course) を現在提供している。LEA は可能なところから、成人訓練センター (adult training centre) やデイセンター (day centre) に通う青年、または病院に入院しつつけている青年に継続して教育を提供するうえで調整を行うよう手はずを整えるべきである。

高等教育

34. 幾人かは高等教育機関に入学を申し込むに足る十分な資格をもつ者もいるだろう、いくつかの大学ポリテクニク (総合技芸専門学校)、高等教育機関ではウォーノック委員会の勧告にそって特別なニーズをもつ学生のための施策を進展させたり公表してきた。それは、障害の重い学生のために施設を集中したり、合理化することを意味する場合もあろう。政府は、すべての高等教育機関が各々多様な敷地および建物をおさえたうえで、現存の資源内でどのようにして将来的発展をなしうるのか熟慮するであろうことを確信している。

インテグレーション

35. 特別な教育的ニーズをもつ子どもがどこでどのように教育されることが最良かということに関する見解には論理的相違が存在している。政府は、考えを進めていく第1のポイントに、このようなニーズをもつ者もそうでない者といっしょに教育されるべきであるという原則を置いている。しかし、この原則は、児童・生徒は現在可能な範囲でもっとも有益な機会を教育の過程で与えられるべきであるという目標 (aim) を混乱させるほどすべての場合に適用されるべきではない。障害の重い子どもの適正就学 (right placement) は、有能な諸専門家により子どものニーズを注意深く評価し、保護者と十分協議したうえでのみ決定することができる。特別なニーズをもつ子どもの中には、他の子どもと交流したり、統合することが、誤った解決方法であることもあり、それを強制することが本人やその保護者、他の子どもたちおよび納税者に不当な場合もある。そのような場合には、統合 (full association) かどうかの議論は、その場合よりふさわしいものはいずれかという他の議論にとってかわられねばならない。

36. それ故、政府は1976年教育法第10条の施行を提

案していない。障害分類概念を具体化している1944年教育法の規定のうに第10条が成立しているために、第10条を施行することは、障害分類概念の継続を必然的に意味することになるであろう。しかし、第10条はより一般的な反対に直面している。第10条は両親の選択権の表明の機会を与えていない。そして、それは単に障害児を一般の学校に入れることのみに関連し、それだけでは障害児と障害児でないものがいっしょに教育されることを保障していない。なかんずく、それは子どもたちは誰もが各自の教育的ニーズを有しているという事実まったく配慮をしていない。もし、現在の設備と諸資源のまま一般の学校に就学することを強制された場合、多数の障害児は彼らのニーズを満たす機会をほとんどたないことになる。しかし、現在の経済状況では、障害をもたない子どものための教育を適切なもの以下とせず、すべての一般の学校が教育上の特別な諸困難をもつ子どもたちに適切な教育を提供しうるに必要な教育および保健サービスのための諸資源を大規模に増やすだけの財政的ゆとりはない。

37. 政府は一般の学校の中に障害児を計画的でかつ賢明に統合する過程が続けられるべきであるという立場にある。しかし、とくに重い困難をもつ子どもたちは、一般の学校が彼のニーズを完全に満たすことができないならば、一般の学校への就学は強制されてはならない。政府の見解では、もっとも障害の重い子どもには特殊学校や特殊学級が提供されること、および家庭や病院での教育といった他の特別な方策が実施されることがひき続き必要だろう。

38. 教育サービスの発展は政府が発表した財政支出計画により決められた予算内で行われる必要があるだろう。現在の障害児・者のための諸方策は地方当局の予算にはあまり依存していない。政府の見解では、地方当局は諸資源の漸進的配置転換によってこの白書で概略された新しいアプローチのためにより全面的な関与をしうるものと思われる。すでにいくつかの当局によって行われているよい実践がそのための実質的基礎を提供している。大臣は地方当局の新しい諸責務に応じた助言を行う用意をもするだろう。

III 政府の諸提案 (The Government's Proposals)

39. 第II章で輪郭を描いたアプローチに従って、政

府は、障害分類に基づいて確認した障害児のための特別な教育的処遇の現行制度を廃止する立法を提案する。かわって、それは LEA と学校の義務と権限および保護者の権利と義務を特別な教育的ニーズをもつ児童が存在するという概念に基礎づけて提案している。ウォーノック委員会が勧告するように、子どものために LEA がその子の教育に関して特別な方法を講じ、彼の成長を公式で定期的な再吟味の下に置くことを基本にすえて、特別な教育的ニーズをもつ子どもの少数の者は公式の記録の対象となるであろう。しかし、それらの大部分の者は公式に記録されることなく教育を受けうる。少なくともまず、「記録」児童は特別な教育的処遇を必要とすると現在認められる者におおまかに相当するようになることが望ましい。子どものニーズが「記録」されるべきものにあたるかどうか決定するのは LEA になろう。そして、それは大臣が命じた規定によって実施される多角的な専門家による評価でなければ、決定しえないであろう。

特別な教育的ニーズの定義

40. 政府は、身体障害、感覚障害、知的障害、情緒障害、行動障害に起因するニーズ、教育の場所、内容、時間、方法に関して特別なサービスの提供を必要とするニーズ、および実際には同様の他のニーズを含めた特別な教育的ニーズの広い定義を想定している。管轄内の地域に十分な学校を保障する全般的義務の範囲内で、LEA は、現在の障害分類に該当する特別な教育的処遇を必要とする児童にかわって、特別な教育的ニーズをもつ児童に適切なサービスを提供すべき必要性に顧慮する義務をもつであろう。

インテグレーション：原則の表明

41. 政府は「記録」されない特別な教育的ニーズをもつ子どもは本来なら一般の学校で教育されるべきであることを提案する。また、「記録」児童も一般の学校で教育を受けることが合理的でありかつ実行可能である場合にはそのようにしうることも提案する。それ故、提案する法律は、もし諸方策が彼のニーズを満たし、かつ彼がいっしょに教育を受ける子どもたちのための有効な教育および公共諸資源の活用と両立し、保護者の希望が十分考慮されるならば、特別な教育的ニーズをもつ子どもはそのようなニーズをもたない子どもたちといっしょに教育されるべ

きであろうことを規定するだろう。この規定は1976年教育法の第10条にとっかわろう。

特殊学校および独立学校

42. この根拠に基づいてインテグレーション原理を採用することは、「記録」児童が一般の学校で教育を受けることができないところでは、他の方策が活用されることを保障する必要が生じてくる。したがって政府は、大臣の認可に基づいて諸方策が実施しうる公費維持または非公費維持の特殊学校の現在の制度を存続すること、および大臣が「記録」児童の就学にふさわしいと認める新しい概念の独立学校で現行の制度を拡大することを提案する。特殊学校の場合と同じく、その認可は一般的経営、人事、建物および教育水準の管理を行う法律に学校が従うことを前提とするであろう。大臣は「記録」児童の就学にふさわしい独立学校全てのリストを保持するであろう。LEAはこのリストにない独立学校に「記録」児童を措置する許可を下すことは本来的になくなるであろう。

43. 政府は、非公費維持の特殊学校の理事会の諸組織を1980年教育法に基づいて公費維持の特殊学校の理事会の諸要件にあてはめるような変更に関して、非公費維持の特殊学校と協議中である。政府はまた、「記録」児童の教育を認可された独立学校がウォーノック委員会の勧告したように理事会をもつべきか否かも検討した。政府はこの要請は公平でなくかつ実践不可能であろうと判断した。多くの独立学校は商業的事業であり、当然ながらその経営者たちは彼ら自らが任命したのではない者に管理（control）を任せることを望まないだろう。政府は、「記録」児童の就学にふさわしい独立学校を認可する権限が公の利害を適切に保護すると考えている。しかし、そのような独立学校が高度の専門的職務を果たすよう援助するための諮問委員会（advisory committee）を任命するよう促すであろう。

44. 現行法下では、大臣が新しい特殊学校の設立を認可しなければならない。だがしかし、LEAはLEAの維持する特殊学校の閉鎖に関しては大臣の認可を必要としていない。政府は、LEAがその学校に通っている子どもの保護者に機会を与えるべきであること、他の関連団体に対して、そのような学校を閉鎖する提案に関して陳述を行う機会を与えるべきであること、また大臣に閉鎖を認可するよう求

めるべきであることを提案する。

特別な教育的ニーズをもつ子どもの確認

45. 特別な教育的処遇を必要とする子どもを発見する現行のLEAの義務が実際に完全に果たされるのはLEAの維持する学校に籍のある子どもに関してはのみである。LEAは、義務教育年齢以下だとか独立学校に通う子についてはいかにその管轄区域といえどもすべての子の潜在的教育問題を知る立場にはない。提案する新しい法律の下では、LEAは、LEAの維持している学校で教育を受けているのではない2～5歳児および独立学校に通っている子どもに関して、（たとえば保護者または保健担当訪問員を通じて）LEAが把握した「記録」されるにふさわしい特別な教育的ニーズをもつ子どものケースを追跡することを命ぜられるであろう。LEAの維持する学校に在学する者に関しては、特別な教育的ニーズをもつ子どもについて「記録」すべきでない者も含めてすべて確認すべき義務をその学校またはそのLEAがもつであろう。一旦、子どもが特別なニーズをもつと確認されたら、後述の第47節にいう方策にしたがってその子のニーズを満たす義務をLEAまたは学校がもつであろう。

46. 時として2歳以下の場合でも特別な教育的ニーズに取り組むことが望ましい時があるので、そのような乳幼児を「記録」し、彼らの教育を準備する権限をLEAに与えることを提案する。しかし、この権限は保護者の同意にのみ基づいて行使されるであろう。

特別な教育的ニーズの充足

47. LEAの維持する一般の学校の場合には、LEAは県立または有志立学校について学校理事および学校長と協議の下、生徒の特別な教育的ニーズを満たすための学校内での諸方策を再検討するよう要請されるであろう。各々の県立または有志立学校は、理事、校長およびLEAの各々の責務にしたがって、LEA、保健サービスおよび対人社会サービスの提供する助言、援助サービスを含めて学校に役立つ諸資源を顧慮しつつ生徒の特別なニーズを満たす義務をもつであろう。特別なニーズを満たせないと学校が判断したところでは、学校はLEAにそのことを知らせることを求められる。そしてLEAは学校および適宜保護者と協議の下、その子のニーズはその

学校に留まることによってかまたは他の方策で最もよく満たされるかということを熟慮しなければならない。保育学校のケースでは、LEA が特別な教育的ニーズを満たすことを保障することになろう。

48. 「記録」されない子どもの場合にとられる行為は、学校または LEA が特別な学校へ就学すべきでないかと判断した場合には、現在とりくまれていることと基本的には同じであろう。現存の諸資源が学校および生徒に最良の利益をもたらすように使用されるために諸資源の管理、統制および調整を LEA が行うことになろう。しかし、学校がお互いに専門的知見をすすんでわかちあうよう、および LEA と理事が共通の目的に向かって緊密に活動を行うよう、よい実践と諸資源の最も効果的な活用を学校に LEA が助言することがより必要となるであろう。政府は、LEA または理事が地方的に解決することの不可能な困難の解決を大臣に要請することは好意的にみてほとんど必要はないであろうと確信している。

49. 「記録」児童の新しい位置づけはそのような子どもたちが多数教育を受けているかまたは受けるであろう一般の学校に新しい責任を課すであろう。多数の学校が既に他の一般児童全てのニーズを満たしながら一部の児童のしばしば複雑な特別なニーズに挑んでいる成功例や献身例が新しい責任を効果的に果たす方法を示している。

50. 子どもが「記録」されていないところでは、1980年法によって設けられた学校選択や学校就学手続きを管理する諸方策が適用されよう。「記録」児童のためには新しい諸方策が提案されている。第58節以下にこれらは述べられている。

16歳以降

51. 特別な教育的ニーズをもつ子どもが義務就学を修了した時、その保護者は他の保護者と同様に彼の教育と訓練に関する重要な決定を行うことに直面する。政府は、カリキュラムにおいて職業教育 (careers education) と職業指導に優先順位を与えることはそれに関連した他の諸困難にそって考慮されねばならないということに同意しながらも、義務就学の終わりに近い学年における職業教育および職業指導に関するウォーノック委員会の諸勧告を強く支持している。学校卒業年齢に達したとき、職業サービス事業 (Careers Service) は、職業指導 (voca-

tional guidance) および雇用、継続教育、訓練に関する助言を障害青年に提供しかつ職業教育教師 (Careers teachers) と緊密にとりくむことによって、その一般的機能の一部として果たすべき重要な役割をもっている。継続した教育および職業訓練の可能性は個々の子どもの特別な教育的ニーズのようすと程度にかなり負っているだろう。政府は、その機会の範囲は可能な限り他の青年と同様に特別な教育的ニーズをもつ青年にとっても広いものであるべきであろうと確信している。公的試験に通ずるコースを続けることを希望する者もいるだろう。その際、一般の学校に在籍する者の場合には当局の一般の方策に従ってそこで学習を継続することも可能であろう。特殊学校の生徒の場合にも適切な方策が可能のところでは、16歳以降もとどまったり、第6級やシックスフォームカレッジ (sixth-form colleges) に入ることによって利益が得られるのであれば、そうすることができねばならない。しかし、その他の青年には、学校を卒業し、他の教育または訓練を追求することがより得策であろう。これらの青年は必要とする援助を得るための継続教育制度に頼ることができなければならない。

52. 障害学生のニーズに対して特別な配慮をしていないことは継続教育を扱う法律の弱点である。政府は特別な教育的ニーズをもつ学生のために法律を明快なものにする必要を認めている。しかし、これは、大臣が地方当局連合体との協議を現在主導しておりかつ正規の手続きでより幅広く協議しようと思っている継続教育を管理する法的枠組の幅広い見直しの一環として行われる必要があろう。ところで、LEA およびカレッジの内、学生の特別なニーズを満たしているところが増加しつつある。ウォーノック委員会の勧告した線にそって特別な教育的ニーズをもつ学生に応じたコースの開発において推奨すべき企画を提示したいいくつかのカレッジがある。また、身体障害学生にとってコースを受講しやすくするためのカレッジの待遇改善においていくつか進歩がある。こうした機会の大規模な拡大は現在の経済環境の下では不可能であろう。しかし、政府は、LEA がこの分野でのボランティア団体の活動の重要な貢献を斟酌しながら、サービス提供の規模と多様性を増す諸方策を地方的かつ広域的 (locally and regionally) に試みることを継続してほしいと望んでいる。

53. 政府は、LEA が成人訓練センターおよびデイセンターにおける特別な教育的ニーズをもつ一部の人に対して責任をもつようになるべきであるというウォーノック委員会の勧告には同意していない。これは現実的ではない。これらの諸センターは単一の指揮（direction）のもとで運営されてのみ効率的に機能しうる。しかし、継続教育の教師および施設が最も良くそれぞれの状況で貢献できるような種々の方法を含めて、この種の活動の教育的諸側面で教育部局とソーシャルサービス部局間の協力がもっと増進されねばならない。

記 録

54. LEA による公式な記録を必要とする特別な教育的ニーズをもつ子どものために、政府は以下の方策を提案している。前述の第39節で説明したように、子どもを「記録」する決定は LEA に存するであろう。政府は、LEA による制度的定期的な再吟味の必要がなく、LEA の維持する一般の学校に就学することで特別な教育的ニーズの満たされる子の場合には、LEA はその子を「記録」すべきでないという意向をもっている。LEA はまず、記録するのに必要な多角的な専門家による評価を行うべき程度に一応根拠のある場合（a prima facie case）かどうか決定しなければならないだろう。LEA は、たとえば保護者や学校からその子どもについて得た情報に照らして、この予備決定を行うであろう。2歳以上の子をもつ保護者は多角的な専門家による評価を要請する権利をもつであろう（the right to request a multi-professional assessment）し、LEA はそれが理由のないものでない限り、その要請に応えねばならないであろう。

55. 多角的な専門家による評価の厳密な性格は個々のケースの状況によるであろう。しかし大臣は評価を管理する幅広い規則を規定するであろう。これらは、医学的、心理学的、教育学の側面を各々資格ある専門家によって担当しなければならないという必要条件を含んでいるであろう。もし子どもが2歳以上ならば、保護者は評価の一環として行われる諸検査に子どもをゆだねることを求められ、同時に諸検査に立ち会う権利（the right to attend the examinations）をもつであろう。

56. LEA は評価を十分検討し、また関連した報告書や子どもに関する他の情報をも斟酌せねばならな

いであろう。とくに、LEA は保護者の意向に配慮しなければならないであろう。もし LEA がその子は「記録」されるべきだと決定した場合には、大臣によって規定された形式で記録され、それは2つの部分から成るであろう。第1は、多角的な専門家による評価および LEA が得た他の情報から子どもの特別な教育的ニーズを記述したものであろう。第2は LEA がこれらのニーズを満たすためにとりくむことを提案する教育的諸方策を表示してあるものであろう。第2部の提案を行う際には、LEA は第1部の特別なニーズの記述に配慮しなければならないだろう。

57. 政府は、記録の裏づけをなす専門家の報告書（professional report）を両親に完全に公開することを求めることは誤りであろうということに、広い視野でもって同意する。専門家の報告書は、LEA が特別な教育的ニーズを把握し、満たすために必要な情報を LEA に完璧に、かつ率直に提供しようというひき続き秘密にされねばならない。保護者は LEA が多角的な専門家による評価に照らして子どもの教育的ニーズをどのように判定するのかについて知る無条件の権利をもっており、政府はこのことを承認する。政府は、LEA は保護者に対して作成予定の子どもの記録をみる機会を与えねばならず、かつ、保護者がその記録について行う意見に対して配慮すべきであろうことを提案する。もし、保護者がわが子は「記録」されるべきでないと言ふ LEA がこれに同意しない時には、保護者は、どの学校が子どもに提供されるべきかという問題を以下に説明する法規定に従って、提訴委員会に訴える権利（the right to refer to an appeals committee）をもつであろう。同様に、保護者は LEA が子どもは「登録」されるべきでないと言ふ決定するにもかかわらず保護者が「登録」を希望する時も提訴委員会に問題をもちこめる権利（the right to take their case to an appeals committee）をもつであろう。このような場合には、保護者は LEA が子どもを「記録」しないとした理由を知らされる権利（a right to be informed of the LEA's reasons）をもつであろう。

提 訴

58. 一旦、LEA が記録を作成すると、保護者が自ら適切な方策を行っていることで十分な場合を除いて、

LEA は記録の第2部分に従って活動する義務をもつであろう。LEA は普通、その子どもを特定の学校 (a particular school) に入れる手はずを整えてこの義務を果たす。特定の学校とは、一般の学校のこともあるが、その時は一般の学校の特殊学級か特殊ユニットであることが多い。また、特殊学校のこともあり、「記録」児童の就学にふさわしいと認可された独立学校のこともある。もし子どもが義務教育年齢以下の場合には、入学措置は保護者の同意を必要とするであろう。子どもが義務教育年齢でありかつ保護者がその措置に反対の場合には、1980年教育法により設立された LEA 提訴委員会 (a LEA appeals committee) にもち込む権利を保護者は有するであろう。しかし、この種のケースでは、状況が非常に特殊であり、かつ LEA の決定が実際の資源との関連をもつものであるから、委員会の評決は LEA を縛るものではなく LEA に勧告する性質となろう。この委員会機能の差違はその運営にも影響を与えよう。たとえば、委員会は子どもの記録を検討しそれに意見を述べるべきでないであろう。しかし、このことを想定しながら、政府は委員会の活動のこの部分を管理する法規定をできるだけ委員会の他の活動を管理する条項と緊密なものにする意向をもっている。

59. 委員会が LEA の提案した就学措置の再考を LEA に勧告した場合には、LEA は再検討する義務をもつであろう。もし LEA が先の措置決定を再決定したり、委員会の勧告が LEA の措置を支持する場合には、LEA と協議の後に記録を無効にしたり、訂正することのできる大臣に保護者は提訴する権利をもつであろう。

記録の再吟味

60. 政府の見解において、「記録」児童の進歩を定期的かつ制度的な再吟味の下に継続しておくことが基本的である。子どもの教師たちは子どもが受けている教育にどのように反応するか常に知っていなければならない。これが定期的な公式の再評価 (a periodic formal reappraisal) の基礎となるべきであろう。従って政府は LEA が各々の子どもの記録を定期的に再吟味すべきであり、その結果 LEA が方策の変更を予定する場合には保護者に知らせねばならないことを提案する。これを促進するために、記録はたとえば保護者の転居によって他の LEA の責任

下に入った時には新しい LEA にまわされるであろう。定期的な再吟味には新しく多角的な専門家による評価を行う必要はない。しかし、保護者は1回の評価のみ請求する権利 (the right to ask for one multi-professional assessment) をもつであろうし、その請求が根拠をもつ場合には LEA はそれを実施する義務をもつであろう。LEA はその役割として定期的な再吟味により必要とされた場合にはさらに評価をやり直すことが期待されるであろうし、また、LEA は「記録」児童の教育の初等および中等教育段階でそれぞれ最低1回の多角的な専門家による評価を計画する必要がある。保護者は継続して行われる評価に関して最初の評価と同様の諸権利と諸義務をもつであろう。子どもの教育に関して LEA が学校の変更を提案し保護者が反対する時、保護者は先の第58節および第59節で概略したことに基づいて提訴委員会および大臣に訴える権利をもつであろう。

保護者のための情報と助言へのアクセス

61. 保護者は、子どもの特別なニーズや可能な解決法に関して情報を得たり、理解するうえで極めて現実的な諸困難をしばしば有している。ウォーノック委員会は「記録」児童のために保護者が情報や援助を求めうる「担当相談員 (named person)」を子どもの人生のそれぞれの段階に配置すべきことを提案していた。政府はそのような方策を法律で定めることが適切であるとは判断しないけれども、保護者が情報や援助に最も有効な方法で接近しえる諸方法に関して地方当局が検討することを希望している。

柔軟な制度

62. 個々の子どもの特別なニーズに最も効果的に応えるために実施することが望ましい諸方策をどのように実際に政府の諸提案が可能にしていかにについて、いくつかの例を述べる。幾人かは早期に「記録」されるだろう。義務教育年齢以前では保護者の同意を得る必要があるが、おそらく彼らは適切な保育学校または初等学校および特殊学校内の保育学級へ措置されるだろう。または彼らは巡回教師 (peripatetic teacher) や他の専門的援助の下、家庭に留まる場合もあろう。他の子どもたちの中には就学以降でないと「記録」されない者もあろう。彼らが「記録」された際、彼らは一般の学校に留まってもよいし、特殊学校または大臣により認可された独立

学校に入ってもよい。定期の再吟味の制度は適切な場合には子どもがたとえば特殊学校から一般の学校へ、または逆のように、違う型の学校へ適正な経過を経て移ることを確かなものにするだろう。すべての段階で、提訴委員会や大臣に訴えることなく互いが互いの見解を理解し、合意によって子どもに関する決定に至る最良の機会を保護者、当該 LEA、および当該校に与えるように、保護者の参加の諸条項がつくられている。

移行措置

63. 一旦提案した法律が実施されるならば、新しい方策が可能な限り迅速に実施されることになる。しかし、移行措置問題が存在し、政府はそれについて LEA の連合体と協議しなければならないであろう。政府は、記録の手続きは新しい事例に関してのみ適用する考えである。現在の法律の下で特別な教育的処遇を必要とするすでに確認済みの子どもたちは「記録」したとして扱われるであろう。彼らは LEA による定期の再吟味の対象となり検討されよう。

IV 助言および協力機構 (Advisory and Co-operative Machinery)

64. ウォーノック報告は特別な教育的ニーズをもつ子どもや青年のためのサービスの提供および他の諸サービスとの調整に関して諸大臣に助言するために「特別な教育的ニーズをもつ子どもたちに関する中央諮問委員会」(National Advisory Committee on Children with Special Educational Needs) を新しく設置することを勧告した。政府は現在、そのような機関が必要とは確信してはいない。諸大臣は助言と専門的意見の広範な部分を、教員組織、地方当局の連合体、専門職グループ、有志団体、および各障害種別の種々の団体を通じて保護者たちからばかりでなく、例えば勅任視学部 (HM Inspectorate)、保健・ソーシャルサービス省 (DHSS)、スクールズカウンシル (Schools Council)、教育工学審議会 (Council for Educational Technology)、全国教育調査財団 (National Foundation for Educational Research) およびウェールズ合同教育委員会 (Welsh Joint Education Committee) からすでに得ることができている。

地方 (local) および広域 (regional) の協力

65. しかし、きわめて乏しい諸資源を最も有効に活用しようとするとき、サービスの提供に関して LEA 間またはその他の間での協力が地方レベルで真に必要なってくる。すでに、協議および協力活動のための非公式ならびに公式の機構が存在している。数年前、LEA は障害生徒のための設備に係した諸問題に対する共通の解決策を検討するために非公式の広域グループを設けていた。活動状況は違っているものの、これらの広域的協議会は機能しつつづけている。そこで政府は地方当局の連合体と協議するなかで、これらの協議会がどのようにすればより効果的に活動するように促しうるのか検討する予定である。

66. より公式な機構は1973年に設立された合同協議委員会 (Joint Consultative Committees) の中に存在している。これらは、1977年国民保健事業法 (National Health Service Act 1977) によって、とりわけ能力不全や重い困難をもつ子どもおよび青年のニーズに合うような保健、教育、および対人社会サービスの方策の地方段階での計画、提供、調整を検討し助言するように管理されている。これらの諸方策が予定されている国民保健事業 (National Health Service) の再組織で妨げられることは望ましくなく、JCC サービスの調整と発展のための中心として機能しつつづけるであろう。

67. 地方的ならびに広域的協力は、特別なニーズをもつ人々の継続教育においても同様に重要であり、その場合は有志団体をまきこまねばならない。これらの青年は選びかねている客のようなものだ。諸サービスへの彼らの要求は前もってうまく押しはかることができない。政府は、日常的な再評価と調節のための計画への接近を工夫するよう LEA とその他の機関に期待している。いくつかのカレッジは特別なニーズをもつ学生用に自らの諸方策を数年にわたって発展させたり、公表してきているが、すべての継続教育カレッジが広域助言委員会 (Regional Advisory Council) や上で述べた他の広域団体における地方的、広域的なサービスの提供についての論議を知っておく必要がある。最後に LEA および地方のソーシャルサービス部が成人訓練センターやデイセンターと結合して継続教育のための諸方策に関して密接に協力すべきことが基本的であることに

変わりはない。

保健サービスおよび対人社会サービス

68. 特別な教育的ニーズに応ずるための政府の試みは保健サービスと対人社会サービスからの多大な貢献を直接受けている。これらのサービスからのスタッフは多角的な専門家による評価で主要な役割を果たすであろうし、また評価そのものがしばしばこれらのサービスと結合してはじめて軽減しうのような問題を明らかにするであろう。たとえば、評価によって保健サービスやソーシャルサービス部による継続したケアやサービスの提供の必要性を証明しうる。また、一般の学校に通うことを可能にするために適切な援助や補助具（たとえば義手、義足）を提供することが重要であることを提案しうる。

69. 広範なサービスがソーシャルサービス部や保健当局によって特別な教育的ニーズをもつ多くの子どもたちに活用されるようにする必要がある。そして、ボランティア団体がまた重要な役割をもっている。関連当局内でのまたは有志団体との間での緊密な協力および調整が必須である。ソーシャルサービス部と保健当局は、ともにスタッフとサービスを活用しなければならないだろう。たとえば、ソーシャルサービスはデイセンター、治療施設、援助、家庭への設備・適応、およびソーシャルワークを提供せねばならず、保健当局は対人援助や設備を提供するだけでなく、保健担当訪問員、地区および学校看護婦、理学療法士、言語訓練士、職能訓練士などを含む広範な医療的看護的技能を提供せねばならない。

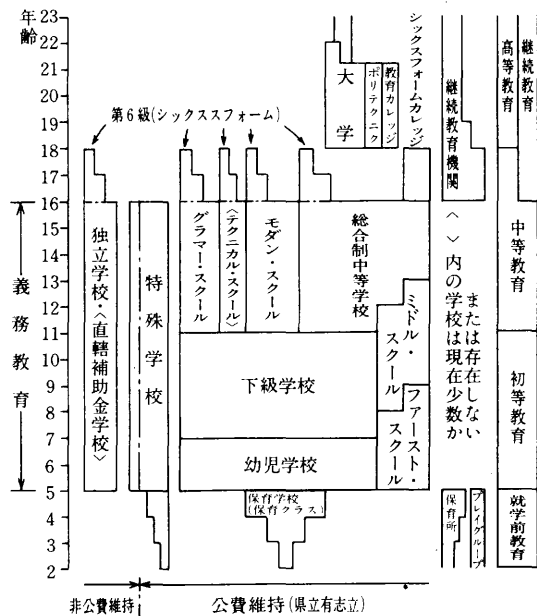
70. 非常にすばらしい活動がすでに、ウォーノック報告の勧告に沿ってソーシャルサービス部、保健当局およびボランティア団体によって行われている。しかし、最もよく行われている当局によるサービスの水準および専門家の貢献度合をどこでも可能なものにしようとするならば、人的な増員および財政拡大が必要となつてこよう。これらは経済状態の許す限りにおいてのみ可能となろう。

71. 政府は、すでに構想されている保健当局の再編によっては、特別な教育的ニーズをもつ子どもたちとの関係における保健当局の役割および個々の医療専門家の役割に変化はありえないであろうと確信している。

V 次の課題 (The Next Steps)

72. 前政府はウォーノック委員会の報告に関して広範な協議を行った。350を超える団体が発言を行った。ウォーノック報告における特別な教育的ニーズの新しい概念および法律改正の基本的諸勧告は圧倒的支持を受けた。政府は、この白書で行った詳細な諸提案に関して、障害者に諸サービスを提供するうえで各パートナーとの協議をいま提案する。政府は立法を準備しうようこの協議の早期の開催を希望する。

73. ウォーノック報告の多くの勧告は立法を必要としていない。これらは、地方当局、専門団体および他の機関宛になっている。それらの大多数は現時点で大臣の発言を必要としていない。多くは現在の良い実践を広め、すべての実践間での協力の改善を促す有意義な目的をもっているが、重要な諸資源の増加を伴っていない。経済状態が十分に改善された時はじめて、特別な教育的ニーズを満たすことに従事する関係者のなすべき努力がすべて達成しうるのである。しかし、法律の改正は必要条件であり、これが政府の当面の課題である。政府は、地域が適切に特別な関心を払っている特別な教育的ニーズをもつ子どもたちや青年の問題を白書の諸提案が前進させるであろうと確信している。



(参考) イギリスの学校系統図